

令和5年 6月23日

福井県知事 杉本 達治 様

福井県大野市明倫町 11-2
医療法人清翔会 尾崎病院
理事長 尾崎 嘉彦

決 算 届

令和4年度分の決算を終了したので、医療法第51条及び同法施行規則第33条の規定により、下記の書類を添えて届出します。

記

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事監査報告書

以 上

担 当

医療法人清翔会 尾崎病院
事務局長 水上 順二

☎ 0779-66-3067



[別紙]

様式1

事業報告書
(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

1. 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人清翔会尾崎病院

- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資限度法人 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 福井県大野市明倫町11番2号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和40年10月30日

(4) 設立登記年月日 昭和40年11月8日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	尾崎 嘉彦	管理者
理事	尾崎 公美	
同	尾崎 洋子	
同	尾崎 沙耶子	
監事	筒井 幸男	

注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2. 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病 院	清翔会尾崎病院	福井県大野市明倫町 11-2	療養病床 44床
診 療 所			
介護医療院	介護医療院 あかり	福井県大野市明倫町 11-2	16床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を [] 書で記載すること。
 3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 付帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
な し		

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
該当なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
令和4年5月31日 令和3年度決算の承認

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
なし

(7) そ の 他
なし

以上

様式 2

法人名 医療法人 清翔会 尾崎病院
 所在地 福井県大野市明倫町11-2

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和 5 年 3 月 31 日現在)

1. 資 産 額	1,111,729 千円
2. 負 債 額	23,699 千円
3. 純 資 産 額	1,088,030 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	814,231
B 固 定 資 産	297,498
C 資 産 合 計 (A+B)	1,111,729
D 負 債 合 計	23,699
E 純 資 産 (C-D)	1,088,030

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式3-2

法人名 医療法人 清翔会 尾崎病院
所在地 福井県大野市明倫町11-2

※医療法人整理番号

貸借対照表
(令和5年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	814,231	I 流動負債	23,699
現金及び預金	742,177	支払手形	
事業未収金	57,484	買掛金	11,095
有価証券	10,752	短期借入金	
たな卸資産	4,123	未払金	
前渡金		未払費用	10,247
前払費用		未払法人税等	80
繰延税金資産		未払消費税等	367
その他の流動資産	△ 305	繰延税金負債	
II 固定資産	297,498	前受金	
1 有形固定資産	249,412	預り金	1,910
建物	112,369	前受収益	
構築物	3,088	引当金	
医療用器械備品	26,316	その他の流動負債	
その他の器械備品	5,487	II 固定負債	0
車両及び船舶	5,239	医療機関債	
土地	96,913	長期借入金	
建設仮勘定		繰延税金負債	
その他の有形固定資産		引当金	
2 無形固定資産	2,790	その他の固定負債	
借地権		負債合計	23,699
ソフトウェア	1,985	純資産の部	
その他の無形固定資産	805	科目	金額
3 その他の資産	45,296	I 資本金	3,000
有価証券		II 資本剰余金	
長期貸付金		III 利益剰余金	1,085,030
保有医療機関債		積立金	
その他長期貸付金		繰越利益剰余金	1,085,030
役職員等長期貸付金		IV 評価・換算差額等	
長期前払費用		その他有価証券評価差額金	
繰延税金資産		繰延ヘッジ損益	
その他の固定資産	45,296	純資産合計	1,088,030
資産合計	1,111,729	負債・純資産合計	1,111,729

(注) 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 医療法人 清翔会 尾崎病院
 所在地 福井県大野市明倫町11-2

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

損 益 計 算 書
 (自 令 和 4 年 4 月 1 日 至 令 和 5 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		389,869
2 事業費用		
(1)事業費	395,382	
(2)本部費		
本来業務事業損失		5,513
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
附帯業務事業利益		0
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業損失		5,513
II 事業外収益		
受取利息	1,285	
その他の事業外収益	16,960	18,245
III 事業外費用		
支払利息	0	
その他の事業外費用	344	344
経常利益		12,388
IV 特別利益		
固定資産売却益	0	
その他の特別利益	0	0
V 特別損失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	0	0
税引前当期純利益		12,388
法人税・住民税及び事業税	279	
法人税等調整額		
当期純利益		12,109

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式5

監事監督報告

医療法人清翔会 尾崎病院
理事長 尾崎 嘉彦 様

私は、医療法人清翔会尾崎病院の令和4会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務および財産の状況等について監査を行いました。

その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事長および理事等からその職務の執行状況を聴取するとともに重要な決済書類等を閲覧し、本部および重要な施設における業務および財産の状況を調査、事業報告を求めました。

さらに、事業報告書ならびに会計帳簿の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

以上

令和5年 6月 19日

医療法人清翔会 尾崎病院

監事 筒井 幸男

